

## 魚食普及強化推進事業費補助金交付要綱

平成27年3月13日第201400192214号  
鳥取県農林水産部長通知

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、地魚の魚食普及活動費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、一般県民への魚食普及の機会をより一層増大させ、消費者の魚離れを食い止めるため、漁協女性部、魚食普及グループが実施する料理教室・レシピ研究、レシピ発信、教育を通じた魚食学習、試食会(以下、「魚食普及活動」という。)の取組を強化し、県産魚の消費拡大、魚価向上に資することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる事業(以下、「補助事業」という。)を実施する別表第2欄に掲げる事業実施主体に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)の合計額とする。

3 本補助金の上限額は、500千円とし、別表第4欄に掲げる補助条件を設ける。

4 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として事業の着手を希望する20日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (承認を要しない変更等)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助対象経費の増額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合においては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合においては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月24日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月25日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月18日から施行し、令和4年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 実施主体	3 補助対象経費	4 補助条件
(1) 料理教室 ・レシピ研究	漁協女性部、魚食普及グループ	料理教室及びレシピ研究に係る魚食普及活動経費  使用料・賃借料、需用費（調理器具、原材料、調味料、資材費）、旅費、委託費	※レシピ研究については、成果物を公表し、魚食普及のために活用すること。
(2) レシピ発信		広く発信されるレシピの動画やチラシの作成に係る魚食普及活動経費  使用料・賃借料、需用費（調理器具、原材料、調味料、資材費）、旅費、委託費	
(3) 教育を通じた魚食学習		県内の園児や小中高生、大学生を対象に教育機関で実施する魚食普及活動経費  需用費（調理器具、原材料、調味料、資材費）、備船料（人件費は除く）	※教育機関や市町村と連携を図ること。
(4) 試食会		県内イベントでの試食会、レシピ配布に係る魚食普及活動経費  需要費（原材料費、資器材及びPR資材作成費に限る）  ※ただし、原材料費は事業全体の実績額の15%を超えないものとする。	※レシピ等の資料配布により魚食を推進し、実績報告時には参考資料として添付すること。  ※申請時に、魚種の選定理由を明記すること。

※委託費は県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

※一点につき30千円を超える調理器具、資材については、事前に県に必要性を協議すること。

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度魚食普及強化推進事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

（単位：円）

補助事業	経費区分	経費内容	補助対象 経 費 <small>（算定経額）</small> A+B	負 担 区 分	
				県 (A)	その他 (B)
(1) 料理教室・レシピ研究					
(2) レシピ発信					
(3) 教育を通じた魚食学習					
(4) 試食会					
合 計					

（注）経費区分は使用料・賃借料、需用費、旅費、委託費及び備船料とし、その内訳を経費内容欄に記入すること。（備船料は（3）教育を通じた魚食学習のみ補助対象とする。）

※補助事業に変更が生じる際は、事前に県に報告すること。

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

4 事業完了（予定）年月日

年 月 日

5 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

※消費税の取扱いについて、「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免税事業者」のいずれかに○をしてください。

## 6 その他添付書類

- (1) 日程（予定）表
- (2) 取組の内容（対象人数、開催場所、使用魚種等）がわかる写真や資料
- (3) 請求書又は領収書等支出経費にかかる証拠書類（実績報告時のみ）
- (4) やむを得ず県内事業者への発注が困難である場合は、その理由を記載したもの。（申請時）
- (5) 県の単価表によるもの以外の謝金を支払う場合は、単価の設定根拠となる資料（実績報告時のみ）

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度食普及強化推進事業収支予算（決算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

(注) 支出の部の区分欄には、事業に要する（要した）経費を使用料・賃借料、需用費（調理器具、原材料、調味料、資材費等）、旅費、委託費に区分し記入すること。

○ ○ ○ ○ 様

職 氏 名

印

年度魚食普及強化推進事業費補助金交付決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった魚食普及強化推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、魚食普及強化推進事業費補助金交付要綱（平成27年3月13日付第201400192214号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

職氏名

印

年度魚食普及活動強化推進事業費補助金に係る仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定通知があった 年度魚食普及活動強化推進事業費補助金について魚食普及活動強化推進事業費補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金交付規則等第18条に基づく確定額  
( 年 月 日付第 号による額の確定通知額) 金 円
- 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額 金 円
- 4 要補助金返還相当額（3－2）×補助金の確定額／当該確定額に係る補助対象経費の額  
金 円

（注）積算内訳書、その他参考書類（消費税確定申告の写し及び添付書類等）を添付すること。